

平成25年度 「現代社会」における消費者教育の実践報告

愛知県立幸田高等学校 関谷 雅樹

1 はじめに

新学習指導要領における「現代社会」では、消費者問題について、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合には契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生じる様々な責任についても理解させること」が求められている。

また、「情報の非対称性」の観点から、消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意する必要がある、それに際しては、消費者としての権利や責任について考察させることが大切であるとされている。

ただし、生徒にとっては非現実的内容であるため、様々な具体的事例を用いて考察させることが理解を進める一つの方法であると考えられる。

2 本時の狙いと工夫

「現代社会」は、2単位という限られた授業時間数の中で、先に示した消費者教育を行う必要がある。従って、その要点をコンパクトにまとめていく必要がある。

そこで、愛知県県民生活部県民生活課が発行している「あいち暮らしっく」を利用して、そこに示された消費者としての権利や責任・義務並びに具体的事例について学習活動を行う。学習に際しては、「あいち暮らしっく」の現物を配付するのではなく、インターネット上から呼び出して利用することで、見せたい部分のみを見せながら学習を進めた。この方法により、生徒が消費者としての権利や責任、さらには具体的事例に対する対応について考察しながら学習を進めることができることに着目した。また、学習に際しては、利用した「あいち暮らしっく」に即して作成したワークシートを用い、文章でワークシートへの記入を行わせることで言語活動の充実も図った。

3 教材

- (1) あいち暮らしっく 平成24年7月号(ナンバー96)
- (2) あいち暮らしっく 平成25年12月号(ナンバー103)
- (3) オリジナルワークシート **資料1**

なお、「あいち暮らしっく」はインターネットを用い、スクリーンに投影して提示した。また、あいち暮らしっく 平成25年12月号(ナンバー103)については、授業の最後で実物を配付した。なお、配付用の「あいち暮らしっく」については、愛知県県民生活部の協力で生徒分をいただくことができた。

4 指導計画

- (1) 単元 第2部 現代社会と私たちの生き方
第2章 現代の経済と国民の福祉
4 消費者としての私たちと経済…本時1 / 1
- (2) 単元の目標 (1時間配当)

消費者問題について、契約に関する基本的な考え方について理解させるとともに、

契約により生じる様々な責任についても理解させる。また、消費者保護の重要性とともに、消費者の権利と責任について理解させ、消費者としての自立性を養う。

(3) 評価規準

ア 関心・意欲

自分に実際に関わる事柄ととらえ、契約や消費者としての権利と責任、消費者トラブルの原因や対応などについて意欲的に考察しようとしている。

イ 思考・判断・表現

ワークシートの指示に従い、契約の意義や消費者トラブルの原因及び対応などについて記入している。

ウ 資料活用の技能

インターネット上で提示された資料の要点をつかみ、ワークシートへの記入などの学習活動に利用している。

エ 知識・理解

消費者の権利と義務、及びその結果がもたらす社会へのよい影響についての知識を身につけた。

(4) 指導案

	学 習 内 容	指 導 上 の 留 意 事 項	評価の観点・規準・方法
導 入	・消費者問題の概要	・消費者問題について、具体的にどのような問題があるのか、概要を理解させる。 ・本時で用いるワークシートを配付する。	
展 開	・契約について ・消費者の権利と責任	・契約とはどのようなことか、「あいち暮らしっく」NO.103 P2 資料4 の図を見せながら基本的な説明をし、ワークシートに記入させる。 ・契約に該当する事例について、「あいち暮らしっく」NO.96 p2 資料3 を見せ、契約に当たる例と当たらない例を考えさせ、発問して当たらない例を答えさせる。 ・契約の成立について、引き続き 資料3 を見せ、契約の成立時点を考えさせ、該当すると思われるものに手を上げさせ、答えを確認した上で、契約の成立時点をワークシートに文章で記入させる。 ・口約束といえども自己責任で約束したことは例外を除き守る義務があることを確認し、消費者側に落ち度がある場合には行政も保護しないことを発問しながらワークシートに記入させ、認識させる。 ・消費者の権利と責任について、「あいち暮らしっく」NO.103 p3 資料2 を提示し、ワークシートに8つの権利と5つの責任を記入させた上で、 資料2 の下の方に出てくる『安くしてお買い得な商品を買うことだけが「賢い消費者」ではありません』という記述に注目させ、ワークシートに記	【思考・判断】 「契約」についての基本的理解をもとに、具体例に則して契約の成立時点や契約に当てはまる事例を正しく判断している。 (ワークシートによる) 【知識・理解】 契約における消費者の責任について理解した。 (ワークシートによる) 【思考・判断】 正しい消費行動をすることが社会をよい方向に変えていく力となることになることに気づくいた。

	<p>・若者に多い消費者トラブルの事例</p> <p>・消費者トラブルへの対応方法について</p> <p>・インターネットの正しい利用法について</p>	<p>入させる。</p> <p>・若者に多い消費者トラブルについて、「あいち暮らしっく」NO.94 p3 資料5 の不当請求の事例について、漫画部分のみを提示し、契約成立の可否及びその理由、トラブルの回避方法、トラブル発生時の対応方法を考えさせ、ワークシートに記入させる。</p> <p>・消費者トラブル事例の二つ目として、「あいち暮らしっく」NO.94 p4 資料6 の通信販売の事例について、漫画部分のみを提示し、トラブルの原因と回避方法、トラブル発生時の対応方法を考えさせ、ワークシートに記入させる。</p> <p>・ 資料6 の中から、消費者トラブルへの対応方法の一つとして、クーリング・オフがあることに気づかせる。</p> <p>・「あいち暮らしっく」NO.103 の現物を生徒に配付し、同紙 p7 の 資料7 を用いてクーリング・オフについて、確認させると共に、店頭購入や通信販売による商品購入時にこの制度が使えない理由を説明する。</p> <p>・「暮らしっく」NO.103 の巻末に出てくる、困った場合の相談窓口を紹介する。</p> <p>・インターネットによる通信販売に絡んで、「あいち暮らしっく」NO.103 p8 にある 資料8 のページを開かせ、要点を指摘し、確認させる。</p>	<p>(ワークシートによる)</p> <p>【関心・意欲】 実際に自分に起きうる事例として前向きに原因や対応方法を考え、ワークシートに記入・使用としている。 (ワークシートによる)</p>
ま と の 責 任 の 確 認 め	<p>・消費者としての責任の確認</p>	<p>・本時の学習事項の要点として、契約についての責任、賢い消費者としてのあるべき態度、困ったときの対応方法、の三つについて、生徒に発問して確認する。</p>	

5 成果と課題

「消費者教育」は、「現代社会」や「政治経済」の中の「消費者問題」の単元における学習で終わらせるものではなく、「公民科」の全体の中の様々な場面で指導すべきものであると考える。では、「消費者問題」の単元で何を教えるのかを考えたとき、「消費者としての正しい在り方」を第一に教えるべきではないかと考えた。そのような状況の中で、「あいち暮らしっく」の存在を知り、これを利用した授業実践を試みてみた。

実践した結果、生徒にとって画面を見ながらの受講となり、生徒の興味や関心を引くことに成功するとともに、事例に即して考察を進めさせるという点でも成功した。ことに、インターネットの画像を用いることで、そのときに使いたい場面だけを見せることができた点は成功したと考えている。

また、「文字に親しむ」指導の重要性の観点から、自分の考察結果を文章で表現させる

ことも重要であり、この点でもうまくいったと感じている。

以上の成果がよく現れた生徒のワークシート記入例を次に紹介する。

3 消費者トラブルの実際

例1 不当請求

(1) この事例の場合、契約は成立しているのかな？ 契約は双方の合意が必要だから、この場合は一方的に登録されているので契約は成立していない。 だから支払う義務はない。
(2) どうすればトラブルを回避できたであろうか？ 興味本位でアクセスせず、すぐに削除。
(3) あなたはどう対処しますか？ まずは親や先生など身近な大人に相談する。

例2 通信販売

(1) この事例は、何がトラブルの原因なのかな？ ネット通販の場合、申し込みボタンをクリックし、相手から承諾の返事が来た時点で契約が成立してしまうから、簡単にクリックしない。
(2) どうすればトラブルを回避できたであろうか？ 申し込みの前に必ず支払い方法、時期、連絡先などの重要事項のほか、返品や交換についてなどの重要事項について契約書を読んで確認する。
(3) あなたはどう対処しますか？ まず親に相談する。

以上の通り、この生徒は、契約についての学習を踏まえ、契約成立の可否やトラブルの原因及び回避方法について、きちんと文章でまとめることができた。また、この生徒以外についても、通信販売について、制約は成立しているため、代金支払い義務があると指摘した生徒や、メールや確認画面の保存の必要性を記入した生徒が何人もいるなど、消費者としての正しい在り方を主体的に身につけることができたと思われる生徒が多く出たことが確認できた。

ただし、時間の制約上、現在問題になっているインターネット利用上の留意事項について触れる時間がわずかとなったほか、クレジットカードについての学習に手が回らなかったのも事実である。カード破産の急増についても重要な問題であり、コンパクトに学習内容をまとめる方策をさらに考えていきたい。